

## 参考資料 8 要監視項目の測定結果について

要監視項目とは、平成 5 年 1 月の中央公害対策審議会答申（水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について）を受け、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、平成 5 年 3 月に設定された。平成 11 年 2 月及び平成 16 年 3 月に改定され、現在は 27 項目設定。

平成 18 年度に都道府県等によって測定された、要監視項目の調査結果を下表に示す。平成 18 年度は、1,720 本の井戸において測定が行われ、次の 3 項目で指針値超過があった。

- ・アンチモン (380 本中 1 本 (超過率 0.3%)、最大値 0.021mg/L)
- ・塩化ビニルモノマー (114 本中 1 本 (超過率 0.9%)、最大値 0.0022mg/L)
- ・全マンガン (234 本中 16 本 (超過率 6.8%)、最大値 2.0mg/L)

表 要監視項目の測定結果

項目名	平成 18 年度				平成 6～18 年度				指針値 (mg/L 以下)
	調査井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道府県数	調査井戸数	超過数 (本)	超過率 (%)	調査都道府県数	
クロホルム	726	0	0	20	5,576	0	0	40	0.060
トランス-1,2-ジクロエチレン	764	0	0	22	9,435	2	0.0	40	0.040
1,2-ジクロロプロパン	448	0	0	18	4,091	0	0	39	0.060
p-ジクロロベンゼン	448	0	0	18	4,101	0	0	39	0.200
イソキサチオン	261	0	0	15	2,757	0	0	38	0.008
ダイアジン	265	0	0	15	2,805	0	0	38	0.005
フェントチオン (MEP)	257	0	0	15	2,794	0	0	39	0.003
イプロチオン	253	0	0	14	2,743	0	0	38	0.040
キシロ銅 (有機銅)	251	0	0	13	2,703	0	0	39	0.040
クロタロニル (TPN)	257	0	0	15	2,783	0	0	38	0.050
プロピザミド	253	0	0	14	2,759	0	0	38	0.008
E P N	428	0	0	17	5,926	0	0	40	0.006
ジクロロホス (DVP)	257	0	0	15	2,689	0	0	38	0.008
フェノカルブ (BPMC)	253	0	0	14	2,691	0	0	38	0.030
イプロホス (IBP)	253	0	0	14	2,654	0	0	39	0.008
クロロトロフェン (CNP)	276	-	-	14	3,005	-	-	39	-
トルエン	433	0	0	17	4,480	0	0	40	0.600
キシレン	433	0	0	17	4,472	1	0.0	40	0.400
フタル酸ジエチルヘキシル	272	0	0	14	2,894	1	0.0	38	0.060
ニッケル	374	-	-	18	3,793	-	-	38	-
モリブデン	278	0	0	14	3,009	2	0.1	38	0.070
アンチモン	380	1	0.3	18	3,775	1	0.0	38	0.020
塩化ビニルモノマー	114	1	0.9	9	253	1	0.4	10	0.002
エピクロヒトリン	112	0	0	8	248	0	0	9	0.0004
1,4-ジオキサン	141	0	0	11	307	0	0	12	0.050
全マンガン	234	16	6.8	11	418	44	10.5	13	0.200
ウラン	133	0	0	11	277	0	0	12	0.002

注 1：都道府県の水質測定計画に基づき測定された結果をとりまとめたものである。

注 2：超過数とは指針値を超過した井戸の数であり、超過率とは調査数に対する超過数の割合である。

指針値超過の評価は年間平均値による。

平成 6～18 年までの超過井戸数は、測定当時の指針値を超過した本数を累計したものである。